

# 志木地区衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年7月

志木地区衛生組合 管理者

志木地区衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項に基づき、志木地区衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。本計画は、平成28年度に策定した計画をこれまでの取組状況等を踏まえ、計画の更新をするものである。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制等

志木地区衛生組合では、総務課を計画推進の主管課とし、毎年1回、行動計画に基づく取組の実施状況を把握し公表する。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

### 目標① 継続就業及び仕事と家庭の両立

制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

[取組内容]

配偶者の妊娠を申し出た職員に対して、配偶者出産休暇、妻の産後等の期間中の育児参加休暇等について、引き続き周知し取得を促進する。

**目標② 職員の勤務環境の整備**

- ・年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。
- ・年次有給休暇の5日以上の取得率を100%にする。

[取組内容]

職場全体で、休暇の取得促進を周知徹底し、取得しやすい職場環境づくりを行う。  
また、国民の祝日や週休日等と組み合わせた連続休暇の取得を促進する。